

「人・もの・情報」が行き交う魅力あふれる産業文化創造圏 VOL

東濃西部

広域だより

令和5年10月

高校生による「明るい街づくりのための啓発活動」



多治見西高等学校「MSリーダーズ」の皆さん

輝け若者

東濃西部少年センターでは、青少年育成国民運動の理念と目的に基づき、関係機関や各種団体との連携を深め、子どもと若者の健全な育成支援のために日々努めています。

東濃西部少年センター (0572-23-3455)

広域
だより
VOL.55
令和5年10月

発行

東濃西部広域行政事務組合

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

☎22-1111 (内線1331) ホームページ <http://tono-seibu.org/>

岐阜
県

多治見市
瑞浪市
土岐市

CERAMIC
VALLEY
Mino
Japan

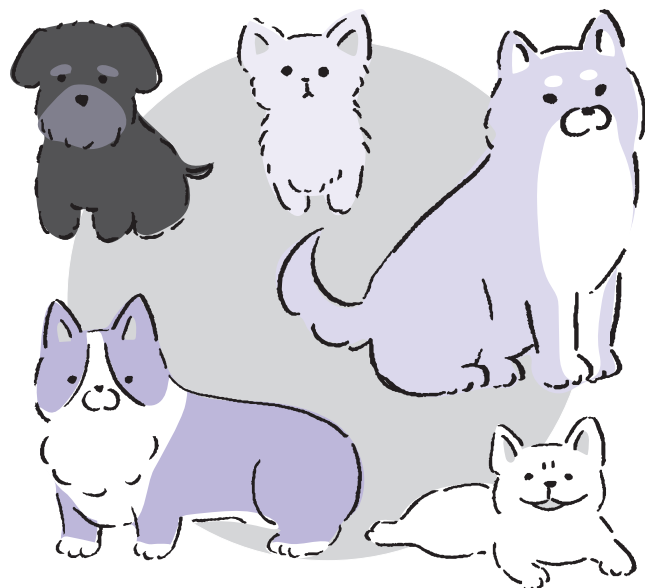
狂犬病とは・・・

狂犬病ウイルスによる脳神経系の病気です。
狂犬病ウイルスは、全ての哺乳類に感染するため、犬だけでなく、人も発症します。

人も犬も発症すると治療法がなく、狂暴化・精神錯乱・全身まひなどの症状を示した後、**ほぼ100%死亡する**、大変恐ろしい病気です。

犬の所有者は、登録(生涯1回)と狂犬病予防接種(毎年1回)が、法律で義務付けられています。

これらに違反すると、20万円以下の罰金の対象になります。



Q どうして犬を登録しないといけないの？

A 狂犬病は全ての哺乳類に感染しますが、人への感染源のほとんどが犬であると言われています。万が一、日本で狂犬病が発生した場合に、迅速な対応をとるためにも、日頃から飼い犬がどこに何頭いるのかを把握しておくのは、大変重要なことです。必ず飼い犬の登録をしましょう。

Q どうして犬に狂犬病の予防注射を受けさせないといけないの？

A 狂犬病まん延の原因となる動物は限られており、アジア地域等、狂犬病の流行国では、犬が主なまん延源となっています。狂犬病の予防注射を接種した犬は、体内に狂犬病ウイルスに対する免疫ができ、犬でのまん延が予防され、人への被害を防ぐことができます。同時に、その免疫は犬も守ってくれます。毎年1回、必ず飼い犬に狂犬病の予防注射を受けさせましょう。

問い合わせ先

東濃西部広域行政事務組合 ☎22-7150
瑞浪市役所 環境課 ☎68-9806

多治見市役所 環境課 ☎22-1175
土岐市役所 生活環境課 ☎54-1328

東濃看護 専門学校

●第112回(令和4年度) 看護師国家試験合格率100%(全国平均90.8%)

令和7年3月の閉校までの期間、地域の皆様に感謝を込め、貢献する取組を行っていきます。

学校行事



●教育研修 R5.5.19

他者理解・自己理解を深め、集団生活を通して親睦を深めることをねらいにBBQを実施しました。

のびのびとした姿を見ることが出来ました。

授業風景



●老年看護学

高齢者体験を通して、高齢者の気持ちや運動機能を理解する授業です。



●在宅看護論

学習してきたことをもとに演習に取り組んでいます。

免除要件のある貸与型奨学金制度のご案内

医師を目指す方

制度名 東濃地域医師確保奨学資金等貸付制度

貸付金額及び期間

月額20万円、最長6年間(大学入学時に別途60万円の貸付金あり)

平成20年度の制度発足から67名の奨学生が利用しています！
奨学生の方は、一定期間を指定医療機関で勤務した場合、貸付金の返還を免除します。



免除対象となる指定医療機関

多治見市民病院、総合病院中津川市民病院、市立恵那病院、国民健康保険上矢作病院、東濃厚生病院と土岐市立総合病院の統合後の新病院

返還について

指定医療機関に勤務できなくなった場合等は、貸付金総額と年利10%の利子分を一括で返金する必要があります。



▲詳細はこちら

看護師を目指す方

制度名 東濃西部看護師等確保修学資金貸付制度

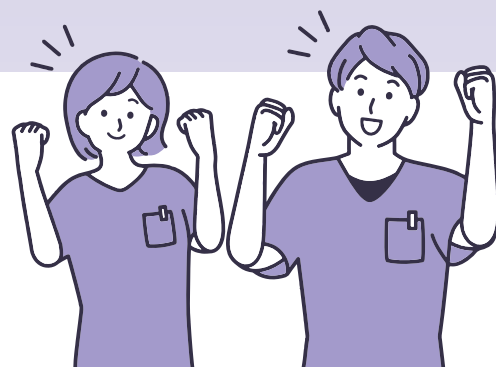
～進学者に対する貸付金～

貸付金額及び期間

看護学校の修学に係る費用：月額45,000円(上限)

※授業料、通学費及び住居費の合計額

期間：最長3年間



令和5年度から始まった新しい貸付制度です！

准看護師資格をお持ちで、看護師資格を取得するため進学する方に修学資金を貸付けします。

免除について

看護師国家資格取得後、一定期間を多治見市・瑞浪市・土岐市で看護師として勤務した場合、貸付金の返還を免除します。

返還について

免除の条件を満たさない場合は、返還義務が生じます。



▲詳細はこちら

令和6年度募集については令和6年3月頃に東濃西部広域行政事務組合のホームページに詳細を掲載予定です。

※どちらの制度も今年度の募集は終了しています。

訪問販売等の契約書は「紙の書面」でもらいましょう!

令和5年6月から、訪問販売等(※)の契約書は、紙の書面に加え、メールやwebなどの電子的方法で提供できるようになりました。

※訪問販売・電話勧誘販売・マルチ商法、
エステ契約、美容医療契約、語学教室契約、
内職商法、訪問購入など。



メールで送ってもいいですか?

紙の書面で
ください!!



書面じゃないと
こんなことが起こるかも??

パソコンを
起動するのが
めんどくさい

どのアドレスか
わからない

簡単に
確認できない

スマホ画面だと
小さくて見づらい

画面で読むって
意外と大変

見方を教えて
もらったが
覚えていない

自分で
印刷できない

誤って
消去しちゃうかも

ネットに
つながないと
見られない

家族が
気づきにくい

トラブルが多い取引だからこそ、**契約書の交付義務**が課されているのです。

紙の書面は「**見守り機能**」としての役割を持っています。

トラブル回避のためにも契約書は「紙の書面」でもらいましょう。

各市の消費生活相談窓口

時間／10:00～16:00
相談／予約制

相談料／無料
予約／住民登録地の窓口

※原則、相談は住所地の
窓口をご利用ください。

月～金曜日 多治見市役所／22-1134(直通)

金曜日 土岐市役所／54-1111(内線172)

火曜日 瑞浪市役所／68-9748(直通)

メールでの相談／kouiki@tono-seibu.org

相談は資格を持った専門相談員が3市の各市役所でお話をおうかがいしています。

消費者ホットライン。局番なしの188 土日也对応。お近くの相談窓口につながります。